

浜松市地域防災計画 新旧対照表

浜松市防災計画 新旧対照表

頁	編	章	旧	新								
2	総則		<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td> <p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防 (略) ・ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・<u>航路啓開</u>に関する計画等の情報共有</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>③ 応急・復旧 (略)</p> <p>・ <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防 (略) ・ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・<u>航路啓開</u>に関する計画等の情報共有</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>③ 応急・復旧 (略)</p> <p>・ <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p>	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td> <p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防 (略) <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会くしの歯作戦に基づいて道路啓開を実施する。</u></p> <p>③ 応急・復旧 (略)</p> <p>・ <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防 (略) <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会くしの歯作戦に基づいて道路啓開を実施する。</u></p> <p>③ 応急・復旧 (略)</p> <p>・ <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p>
(略)	(略)											
国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防 (略) ・ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・<u>航路啓開</u>に関する計画等の情報共有</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>③ 応急・復旧 (略)</p> <p>・ <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p>											
(略)	(略)											
国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防 (略) <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>・ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>② 初動対応</p> <p>・ 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会くしの歯作戦に基づいて道路啓開を実施する。</u></p> <p>③ 応急・復旧 (略)</p> <p>・ <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</u></p>											

浜松市防災計画 新旧対照表

11	総則	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・ 要請に基づき中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両を被災地域支援のために出動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>1 過去に発生した主な災害</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震</p> <p>(略)</p> <p>《県西部地域に被害を与えた巨大地震》</p>		・ 要請に基づき中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両を被災地域支援のために出動	(略)	(略)	海上保安庁第三管区海上保安本部	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために出動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境省関東地方環境事務所</td> <td>① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</td> </tr> <tr> <td>防衛省南関東防衛局</td> <td>① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7節 過去に発生した主な災害と予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>1 過去に発生した主な災害</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震</p> <p>(略)</p> <p>《県西部地域に被害を与えた巨大地震》</p>		・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために出動	(略)	(略)	海上保安庁第三管区海上保安本部	(略)	環境省関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	防衛省南関東防衛局	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
			・ 要請に基づき中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両を被災地域支援のために出動																				
(略)	(略)																						
海上保安庁第三管区海上保安本部	(略)																						
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																						
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																						
	・ 要請に基づき中部地方整備局や他の地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械を被災地域支援のために出動																						
(略)	(略)																						
海上保安庁第三管区海上保安本部	(略)																						
環境省関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等																						
防衛省南関東防衛局	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																						

浜松市防災計画 新旧対照表

西暦	和暦	震央規模				マグニチュード	被害概要
		経度 (E)	緯度 (N)	地域名			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1707	宝永 4	135.9	33.2	東海道 南海道沖	8.4	死者 4,900 人、潰家 29,000 戸 富士山噴火、宝永山が生ず	
安政東海地震		(略)					
海地震		④ 安政東海地震の震度分布は、下図のとおりである。記録によれば沿岸全般に大津波が起り倒壊流失家屋 8,300 戸、焼失 300 戸、死者 1,000 人を数え、記録に残る地震災害では西部地域に最大の被害を与えた地震であるといわれている。 (略)					
東南海地震		(略)					
地震		⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 998 人、重傷 2,135 人、住家全壊 26,130 戸、半壊 46,950 戸、流失 3,059 戸、全焼 11 戸であった。					
17	風水害	1	第 2 節 道路・橋梁計画				
			1 現況				
			○ 浜松市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。 (平成 29 年 3 月 31 日現在)				
西暦	和暦	震央規模				マグニチュード	被害概要
		経度 (E)	緯度 (N)	地域名			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1707	宝永 4	135.9	33.2	東海道 南海道沖	8.4	死者及び潰家多数 富士山噴火、宝永山が生ず	
安政東海地震		(略)					
海地震		④ 安政東海地震の震度分布は、下図のとおりである。記録によれば沿岸全般に大津波が起り潰焼失家屋約 30,000 戸、死者 2,000～3,000 人を数え、記録に残る地震災害では西部地域に最大の被害を与えた地震であるといわれている。 (略)					
東南海地震		(略)					
地震		⑤ この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者 1,223 人、負傷 2,864 人、住家全壊 17,611 戸、半壊 36,565 戸であった。					
			第 2 節 道路・橋梁計画				
			1 現況				
			○ 浜松市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。 (平成 30 年 3 月 31 日現在)				

浜松市防災計画 新旧対照表

18	風水害	1	<table border="1"> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td>205.3</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>474.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>929.4</td> </tr> </table> <p>○ 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 29 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>計画決定路線数</th> <th>計画決定道路延長</th> <th>改良延長</th> <th>改良率</th> </tr> <tr> <td>143 路線</td> <td>426,080m</td> <td>275,700m</td> <td>64.7%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 治水計画</p> <p>1 河川の整備</p> <p>(1) 河川の現況</p> <p>(略)</p> <p>○ 一級河川天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は、流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 港湾・漁港整備計画</p> <p>○ 舞阪漁港は、<u>第2次漁港漁場整備計画5か年計画</u>に基づき整備が進められてきた。今後も<u>長期整備計画により</u>、漁港施設の安全性確保に努める。</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	一般国道	6	249.6	県道	主要地方道	15	205.3	一般県道	52	474.5	計	73	929.4	計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率	143 路線	426,080m	275,700m	64.7%	<table border="1"> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td>205.3</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>474.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>929.4</td> </tr> </table> <p>○ 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 30 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>計画決定路線数</th> <th>計画決定道路延長</th> <th>改良延長</th> <th>改良率</th> </tr> <tr> <td>143 路線</td> <td>426,080m</td> <td>283,670m</td> <td>66.5%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 治水計画</p> <p>1 河川の整備</p> <p>(1) 河川の現況</p> <p>(略)</p> <p>○ 一級河川天竜川は県下最大の河川であり、<u>中山間地の地質</u>は脆弱で崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は、流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 港湾・漁港整備計画</p> <p>○ 舞阪漁港は、<u>県の漁港漁場整備長期計画</u>に基づき整備が進められてきた。今後も<u>整備を進め</u>、漁港施設の安全性確保に努める。</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	一般国道	6	249.6	県道	主要地方道	15	205.3	一般県道	52	474.5	計	73	929.4	計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率	143 路線	426,080m	283,670m	66.5%
			道路の種類	路線数	実延長 (km)																																															
一般国道	6	249.6																																																		
県道	主要地方道	15	205.3																																																	
	一般県道	52	474.5																																																	
計	73	929.4																																																		
計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率																																																	
143 路線	426,080m	275,700m	64.7%																																																	
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																																		
一般国道	6	249.6																																																		
県道	主要地方道	15	205.3																																																	
	一般県道	52	474.5																																																	
計	73	929.4																																																		
計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率																																																	
143 路線	426,080m	283,670m	66.5%																																																	
21	風水害	1	<p>第4節 都市防災化計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p>	<p>第4節 都市防災化計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p>																																																

浜松市防災計画 新旧対照表

≪都市計画区域≫ (平成29年3月31日現在)					≪都市計画区域≫ (平成30年3月31日現在)				
区域名	面積	人口			区域名	面積	人口		
市街化区域	9,873ha	510,662人			市街化区域	9,873ha	504,487人		
市街化調整区域	41,582ha	271,993人			市街化調整区域	41,582ha	277,633人		
計	51,455ha	782,655人			計	51,455ha	782,120人		
≪用途地域≫ (平成29年3月31日現在)					≪用途地域≫ (平成30年3月31日現在)				
用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,088.7	11.0	第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,088.7	11.0
第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3	第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3
第一種中高層住 居専用地域	40、50、60	100、150、200	1,395.2	14.1	第一種中高層住 居専用地域	40、50、60	100、150、200	1,395.2	14.1
第二種中高層住 居専用地域	50、60	150、200	594.2	6.0	第二種中高層住 居専用地域	50、60	150、200	594.2	6.0
第一種住居地域	60	200	3,165.5	32.0	第一種住居地域	60	200	3,182.0	32.2
第二種住居地域	60	200	498.5	5.0	第二種住居地域	60	200	498.5	5.0
準住居地域	60	200	175.1	1.8	準住居地域	60	200	175.1	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	570.7	5.7	近隣商業地域	60、80	200、300	570.7	5.7
商業地域	80	200、300、400、 500、600	334.2	3.4	商業地域	80	200、300、400、 500、600	344.2	3.4
準工業地域	60	200	399.3	4.0	準工業地域	60	200	399.3	4.0
工業地域	60	200	1,159.0	11.9	工業地域	60	200	1,142.5	11.5
工業専用地域	60	200	458.5	4.6	工業専用地域	60	200	458.5	4.6

浜松市防災計画 新旧対照表

合	計	—	—	9,881.3	100.0	合	計	—	—	9,881.3	100.0																																																						
(略) 2 都市の不燃化計画 (略) ≪施行中の市街地再開発事業≫ (平成29年3月31日現在)						(略) 2 都市の不燃化計画 (略) ≪施行中の市街地再開発事業≫ (平成30年4月1日現在)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業位置</th> <th>地区面積</th> <th>事業予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭・板屋地区</td> <td>中区</td> <td>約2.04ha</td> <td>H4～H32</td> </tr> <tr> <td>第一種市街地再開発事業</td> <td>旭町、板屋町</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度	旭・板屋地区	中区	約2.04ha	H4～H32	第一種市街地再開発事業	旭町、板屋町			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業位置</th> <th>地区面積</th> <th>事業予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭・板屋地区</td> <td>中区</td> <td>約2.04ha</td> <td>H4～H32</td> </tr> <tr> <td>第一種市街地再開発事業</td> <td>旭町、板屋町</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度	旭・板屋地区	中区	約2.04ha	H4～H32	第一種市街地再開発事業	旭町、板屋町																																
事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度																																																														
旭・板屋地区	中区	約2.04ha	H4～H32																																																														
第一種市街地再開発事業	旭町、板屋町																																																																
事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度																																																														
旭・板屋地区	中区	約2.04ha	H4～H32																																																														
第一種市街地再開発事業	旭町、板屋町																																																																
(略) 3 開発行為の指導と土地区画整理事業 (略) ≪施行中の土地区画整理事業≫ (平成30年4月1日現在)						(略) 3 開発行為の指導と土地区画整理事業 (略) ≪施行中の土地区画整理事業≫ (平成30年4月1日現在)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9～35</td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15～35</td> </tr> <tr> <td>高塚北</td> <td>2.3ha</td> <td>H26～30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7～30</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15～31</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>都田川山</td> <td>49.8ha</td> <td>H28～33</td> </tr> </tbody> </table>						地区名	面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～35	上島駅周辺	5.7ha	H15～35	高塚北	2.3ha	H26～30	組合	船明	43.5ha	H7～30	中瀬南部	45.3ha	H15～31	(新設)	(新設)	(新設)	個人	都田川山	49.8ha	H28～33	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9～35</td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15～35</td> </tr> <tr> <td>高塚北</td> <td>2.3ha</td> <td>H26～30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7～30</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15～31</td> </tr> <tr> <td>西美菌西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13～30</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>都田川山</td> <td>47.6ha</td> <td>H28～33</td> </tr> </tbody> </table>						地区名	面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～35	上島駅周辺	5.7ha	H15～35	高塚北	2.3ha	H26～30	組合	船明	43.5ha	H7～30	中瀬南部	45.3ha	H15～31	西美菌西	9.0ha	H13～30	個人	都田川山	47.6ha	H28～33
地区名	面積	施行期間(年度)																																																															
公共	高竜	11.3ha	H9～35																																																														
	上島駅周辺	5.7ha	H15～35																																																														
	高塚北	2.3ha	H26～30																																																														
組合	船明	43.5ha	H7～30																																																														
	中瀬南部	45.3ha	H15～31																																																														
	(新設)	(新設)	(新設)																																																														
個人	都田川山	49.8ha	H28～33																																																														
地区名	面積	施行期間(年度)																																																															
公共	高竜	11.3ha	H9～35																																																														
	上島駅周辺	5.7ha	H15～35																																																														
	高塚北	2.3ha	H26～30																																																														
組合	船明	43.5ha	H7～30																																																														
	中瀬南部	45.3ha	H15～31																																																														
	西美菌西	9.0ha	H13～30																																																														
個人	都田川山	47.6ha	H28～33																																																														
23	風水害	1	第5節 土砂災害防除計画 (略) 3 土砂災害のソフト対策 (略)			第5節 土砂災害防除計画 (略) 3 土砂災害のソフト対策 (略)																																																											

浜松市防災計画 新旧対照表

27	風水害	1	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者 利用施設 の所有者 等に対す る指示等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		要配慮者 利用施設 の所有者 等に対す る指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 (略) 	(略)		<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者 利用施設 の所有者 等に対す る指示等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。<u>当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</u> (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		要配慮者 利用施設 の所有者 等に対す る指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。<u>当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</u> (略) 	(略)	
			(略)													
要配慮者 利用施設 の所有者 等に対す る指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 (略) 															
(略)																
(略)																
要配慮者 利用施設 の所有者 等に対す る指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。<u>当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</u> (略) 															
(略)																
			<p>第7節 無線通信施設整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 通信施設の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>西日本電信電話(株)では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化の推進に努める。</u> ○ <u>(株)NTTドコモ東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備する。</u> 	<p>第7節 無線通信施設整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 通信施設の防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を配備するなど、多様な手段の確保に努める。</u> <u>(削除)</u> 												
28	風水害	1	<p>第9節 防災知識普及計画</p> <p>(略)</p> <p>1 普及の方法と内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災知識 	<p>第9節 防災知識普及計画</p> <p>(略)</p> <p>1 普及の方法と内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災知識 												

浜松市防災計画 新旧対照表

			<p>の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育、社会教育を通じての普及 ・ 職員及び関係者に対する普及 ・ 講習会・講演会等の開催 ・ ラジオ、テレビ、新聞、防災アプリ(※2)、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及 <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育、社会教育を通じての普及 ・ 職員及び関係者に対する普及 ・ 講習会・講演会等の開催 ・ ラジオ、テレビ、新聞、防災アプリ(※2)、浜松市防災マップ等のインターネットによる防災知識の普及 <p><u>・ 浜松市防災学習センターの活用による防災知識の普及</u></p> <p>(略)</p>
29	風水害	1	<p>第11節 住民の避難誘導体制</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導体制の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 不特定かつ多数の利用者がいる施設の管理者は、避難誘導等安全体制の確保に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第11節 住民の避難誘導体制</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導体制の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 不特定かつ多数の利用者がいる施設の管理者は、避難誘導等安全体制の確保に努める。</p> <p><u>○ 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。</u></p>
34	風水害	1	<p>第12節 訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>《訓練項目》</p> <p>水防/消火/救出・救護/避難/誘導/通信情報伝達/交通規制/道路啓開/物資輸送/給水・炊出し/応急復旧/遺体の収容</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>《訓練項目》</p> <p>水防/消火/救出・救護/避難/誘導/通信情報伝達/交通規制/道路啓開/物資輸送/避難所運営/給水・炊出し/応急復旧/遺体の収容</p> <p>(略)</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

35	風水害	1	<p>第13節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害時においては、地域の警戒、被害状況の把握・伝達、<u>出火防止・初期消火、救出救護、避難勧告・指示の伝達・避難誘導及び給食・給水等</u>を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 自主防災組織の育成</p> <p>(略)</p> <p>1 自主防災組織の概要</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害時においては、地域の警戒、<u>情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等</u>を行う。</p> <p>(略)</p>
37	風水害	1	<p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p>	<p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ 高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障害等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p>
40	風水害	1	<p>第20節 ライフライン事業の復旧に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</p>	<p>第20節 ライフライン事業の復旧に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</p>
49	風水害	2	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <p>○ 報道機関に対しての情報発表責任者は広報担当課長とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <p>○ 報道機関に対しての情報発表責任者は広聴広報課長とする。</p> <p>(略)</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

			(略)	(略)		(略)	(略)
			インター ネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE、ヤフーブログ		インター ネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE@、ヤフーブログ
50	風水害	2	(略)	(略)	50	(略)	(略)
			第6節 避難救出計画			第6節 避難救出計画	
54	風水害	2	(略)	(略)	54	(略)	(略)
			6 福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の避難所では生活することが困難な<u>避難行動要支援者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公表を検討する。 ○ <u>避難行動要支援者の要配慮特性</u>に応じ、すべての<u>避難行動要支援者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。 ○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、「<u>浜松市福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)</u>」に基づいた「<u>市町福祉避難所設置・運営マニュアル</u>」を整備するとともに、定期的に<u>避難行動要支援者の避難支援対策</u>に関する訓練の実施を推進する。 ○ 災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>避難行動要支援者の避難支援対策</u>、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。 		6 福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の避難所では生活することが困難な<u>要配慮者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公表を検討する。 ○ <u>要配慮者の特性</u>に応じ、すべての<u>要配慮者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。 ○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、「<u>浜松市福祉避難所設置・運営マニュアル</u>」を整備するとともに、定期的に<u>要配慮者の避難支援対策</u>に関する訓練の実施を推進する。 ○ 災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>要配慮者の避難支援対策</u>、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。
			(略)	(略)		(略)	(略)
			第7節 愛玩動物救護計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施 		第7節 愛玩動物救護計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施

浜松市防災計画 新旧対照表

			事項を定める。					事項を定める。					
			区分	内 容					区分	内 容			
56	風水害	2	同	市	「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。					同	市	「人とペットの災害対策ガイドライン」、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。	
				(略)	(略)						(略)	(略)	
			第8節 食料供給計画					第8節 食料供給計画					
			(略)					(略)					
			1 法の基準					1 法の基準					
			(略)	(略)					(略)	(略)			
			費用	1,110円以内/人・日					費用	1,140円以内/人・日			
			(略)	(略)					(略)	(略)			
57	風水害	2	(略)	(略)					(略)	(略)			
			第9節 被服、寝具その他生活必需品の供給計画					第9節 被服、寝具その他生活必需品の供給計画					
			(略)					(略)					
			1 法の基準					1 法の基準					
			(略)	(略)					(略)	(略)			
			費用	(全壊4人世帯の場合) 夏季 41,800円以内 冬季 64,300円以内					費用	(全壊4人世帯の場合) 夏季 42,000円以内 冬季 64,500円以内			
			(略)	(略)					(略)	(略)			
			(略)					(略)					

浜松市防災計画 新旧対照表

58	風水害	2	<p>第10節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 (平成29年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>761,410人</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>32</td> <td>13,126人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>158</td> <td>3,541人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>64</td> <td>14,303人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水の補給は、<u>補給水源及び飲料水兼用(専用)耐震性貯水槽</u>により行う。消火栓より補給することが可能な場合は、<u>上下水道部と協議し実施する</u>。 ○ 浄水用薬品の調達は、<u>市上下水道復旧部災害初期マニュアル(浄水班)</u>による。 ○ 被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、<u>市上下水道部の非常体制</u>により進める。 <p>(略)</p>	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	761,410人	簡易水道	32	13,126人	飲料水供給施設	158	3,541人	専用水道	64	14,303人	<p>第10節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 (平成30年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>774,896人</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>156</td> <td>3,301人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>68</td> <td>12,991人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水の補給は、<u>避難所の受水槽、飲料水兼用(専用)耐震性貯水槽及び応急水源</u>より行う。消火栓からの給水が可能な場合は、<u>必要に応じて実施する</u>。 ○ 浄水用薬品の調達は、<u>上下水道部風水害等対応マニュアル等</u>による。 ○ 被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、<u>上下水道部の非常体制</u>により進める。 <p>(略)</p>	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	774,896人	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	飲料水供給施設	156	3,301人	専用水道	68	12,991人
		種別	事業数	給水人口																														
市上水道	1	761,410人																																
簡易水道	32	13,126人																																
飲料水供給施設	158	3,541人																																
専用水道	64	14,303人																																
種別	事業数	給水人口																																
市上水道	1	774,896人																																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																
飲料水供給施設	156	3,301人																																
専用水道	68	12,991人																																
59	風水害	2	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準 (平成29年2月7日現在)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>29.7 m² 2,660千円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場等日常生活に必要な部分。576千円/世帯</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急仮設住宅の供与	(略)	(略)	費用	29.7 m ² 2,660千円以内	住宅の応急修理	(略)	(略)	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。576千円/世帯	(略)	(略)	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準 (平成30年6月12日現在)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>29.7 m² 5,610千円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場等日常生活に必要な部分。584千円/世帯</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急仮設住宅の供与	(略)	(略)	費用	29.7 m ² 5,610千円以内	住宅の応急修理	(略)	(略)	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。584千円/世帯	(略)	(略)						
応急仮設住宅の供与	(略)	(略)																																
	費用	29.7 m ² 2,660千円以内																																
住宅の応急修理	(略)	(略)																																
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。576千円/世帯																																
	(略)	(略)																																
応急仮設住宅の供与	(略)	(略)																																
	費用	29.7 m ² 5,610千円以内																																
住宅の応急修理	(略)	(略)																																
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。584千円/世帯																																
	(略)	(略)																																

浜松市防災計画 新旧対照表

61	風水害	2	<table border="1"> <tr> <td>障害物の</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>除去</td> <td>費用</td> <td>134,800 円／世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	障害物の	(略)	(略)	除去	費用	134,800 円／世帯		(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>障害物の</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>除去</td> <td>費用</td> <td>135,400 円／世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	障害物の	(略)	(略)	除去	費用	135,400 円／世帯		(略)	(略)											
			障害物の	(略)	(略)																												
除去	費用	134,800 円／世帯																															
	(略)	(略)																															
障害物の	(略)	(略)																															
除去	費用	135,400 円／世帯																															
	(略)	(略)																															
<p>(略)</p> <p>第 12 節 医療及び助産計画</p> <p>(略)</p> <p>4 市長の要請と県の実施</p> <p>○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市長の要請</th> <th>県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><医療・助産の供給></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>① 必要な救護班数</td> <td>② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般</td> </tr> <tr> <td>② 救護班の派遣場所</td> <td>社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人</td> </tr> <tr> <td>③ その他必要事項</td> <td>静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・斡旋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・斡旋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			市長の要請	県の実施	<医療・助産の供給>	(略)	① 必要な救護班数	② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般	② 救護班の派遣場所	社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人	③ その他必要事項	静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・斡旋		③ 日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・斡旋		(略)	<p>(略)</p> <p>第 12 節 医療及び助産計画</p> <p>(略)</p> <p>4 市長の要請と県の実施</p> <p>○ 市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市長の要請</th> <th>県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><医療・助産の供給></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>① 必要な救護班数</td> <td>② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般</td> </tr> <tr> <td>② 救護班の派遣場所</td> <td>社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人</td> </tr> <tr> <td>③ その他必要事項</td> <td>静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・斡旋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			市長の要請	県の実施	<医療・助産の供給>	(略)	① 必要な救護班数	② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般	② 救護班の派遣場所	社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人	③ その他必要事項	静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋		③静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・斡旋		(略)
市長の要請	県の実施																																
<医療・助産の供給>	(略)																																
① 必要な救護班数	② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般																																
② 救護班の派遣場所	社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人																																
③ その他必要事項	静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・斡旋																																
	③ 日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・斡旋																																
	(略)																																
市長の要請	県の実施																																
<医療・助産の供給>	(略)																																
① 必要な救護班数	② 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般																																
② 救護班の派遣場所	社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人																																
③ その他必要事項	静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・斡旋																																
	③静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・斡旋																																
	(略)																																
63	風水害	2	<p>(略)</p> <p>第 14 節 遺体の捜索及び措置・火葬計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>費用</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋葬</td> <td>災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者</td> <td>大人 210,400 円以内 子供 168,300 円以内</td> <td>災害発生から 10 日以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		対象	費用	期間	埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 210,400 円以内 子供 168,300 円以内	災害発生から 10 日以内	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第 14 節 遺体の捜索及び措置・火葬計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>費用</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋葬</td> <td>災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者</td> <td>大人 211,300 円以内 子供 168,900 円以内</td> <td>災害発生から 10 日以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		対象	費用	期間	埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 211,300 円以内 子供 168,900 円以内	災害発生から 10 日以内	(略)	(略)	(略)	(略)					
				対象	費用	期間																											
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 210,400 円以内 子供 168,300 円以内	災害発生から 10 日以内																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
	対象	費用	期間																														
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬する者	大人 211,300 円以内 子供 168,900 円以内	災害発生から 10 日以内																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														

浜松市防災計画 新旧対照表

65	風水害	2	<p>(略)</p> <p>第 16 節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した家屋の解体等によって発生した<u>がれき類</u>の処理を実施する。 <p>2 初期対応</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>がれき類</u>については、災害の状況からがれき類発生量を推計し、あらかじめ定めた<u>仮置場</u>の候補地の中から、<u>仮置場</u>を選定する。また、<u>がれき類</u>の自己搬入不可を広報し、搬入方針の決定まで、個人で保管することを求める。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>運搬車両</u>の被災状況を調査し、<u>運搬能力</u>を把握する。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 16 節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した家屋の解体等によって発生した<u>がれき類</u><u>や片付けごみ</u>の処理を実施する。 <p>2 初期対応</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>がれき類</u>については、災害の状況からがれき類発生量を推計し、あらかじめ定めた候補地の中から<u>仮置場</u>を選定する。また、<u>がれき類</u>の自己搬入不可を広報し、搬入方針の決定まで、個人で保管することを求める。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>収集運搬車両</u>の被災状況を調査し、<u>収集運搬能力</u>を把握する。 <p>(略)</p>												
66	風水害	2	<p>第 17 節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1" data-bbox="293 1078 1122 1286"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者</td> <td>134,800円／世帯</td> <td>災害発生日から 10 日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対 象	費 用	期 間	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	134,800円／世帯	災害発生日から 10 日以内	<p>第 17 節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1" data-bbox="1234 1078 2063 1286"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者</td> <td>135,100円／世帯</td> <td>災害発生日から 10 日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対 象	費 用	期 間	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	135,100円／世帯	災害発生日から 10 日以内
対 象	費 用	期 間														
居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	134,800円／世帯	災害発生日から 10 日以内														
対 象	費 用	期 間														
居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活に支障をきたしており、自力で除去できない者	135,100円／世帯	災害発生日から 10 日以内														

浜松市防災計画 新旧対照表

69	風水害	2	<p>第19節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1" data-bbox="293 300 1131 592"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生</td> <td>教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,300円以内 中学生 4,600円以内 高校生 5,000円以内</td> <td>災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	費 用	期 間	住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,300円以内 中学生 4,600円以内 高校生 5,000円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内	<p>第19節 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準</p> <table border="1" data-bbox="1232 300 2069 592"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>費 用</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生</td> <td>教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,400円以内 中学生 4,700円以内 高校生 5,100円以内</td> <td>災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	費 用	期 間	住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,400円以内 中学生 4,700円以内 高校生 5,100円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内
対 象	費 用	期 間														
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,300円以内 中学生 4,600円以内 高校生 5,000円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内														
対 象	費 用	期 間														
住家の全壊等により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学生、中学生、高校生	教材実費 文房具、通学用品は 小学生 4,400円以内 中学生 4,700円以内 高校生 5,100円以内	災害発生日から 教科書 1か月以内 文房具、通学用品 15日以内														
70	風水害	2	<p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 道路管理者等の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>(2)災害時における通行の禁止又は制限</p> <p>(略)</p> <p>○ 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した<u>道路標識</u>を設け、必要がある場合は、迂回路を設定し道路標識をもって明示する。</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 道路管理者等の実施事項</p> <p>(略)</p> <p>(2)災害時における通行の禁止又は制限</p> <p>(略)</p> <p>○ 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した<u>道路看板等</u>を設け、必要がある場合は、迂回路を設定し道路標識をもって明示する。</p> <p>(略)</p>												
74	風水害	2	<p>第23節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>4 消防相互応援協定以外の協定等</p>	<p>第23節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>4 消防相互応援協定以外の協定等</p>												

浜松市防災計画 新旧対照表

75	風水害	2	<table border="1"> <tr> <td>協定名</td> <td>協定先</td> </tr> <tr> <td>高所監視施設と静岡県映像伝送機器との接続に関する協定</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	協定名	協定先	高所監視施設と静岡県映像伝送機器との接続に関する協定	静岡県	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>協定名</td> <td>協定先</td> </tr> <tr> <td>浜松市消防局画像伝送システム消防用高所監視施設と静岡県映像伝送機器との接続に関する協定</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	協定名	協定先	浜松市消防局画像伝送システム消防用高所監視施設と静岡県映像伝送機器との接続に関する協定	静岡県	(略)	(略)
			協定名	協定先												
高所監視施設と静岡県映像伝送機器との接続に関する協定	静岡県															
(略)	(略)															
協定名	協定先															
浜松市消防局画像伝送システム消防用高所監視施設と静岡県映像伝送機器との接続に関する協定	静岡県															
(略)	(略)															
<p>(略)</p> <p>第24節 隣保互助・民間団体活用計画</p> <p>(略)</p> <p>1 要請の進め方</p> <p>○ 市長は民間団体の支援・協力を必要と認めるときは、必要な人員、作業の内容、作業場所等の内容を示し、次の団体等に依頼する。</p> <p>自治会／自主防災組織／赤十字奉仕団／NPO 団体／大学生及び高校生</p> <p>(略)</p>			<p>(略)</p> <p>第24節 隣保互助・民間団体活用計画</p> <p>(略)</p> <p>1 要請の進め方</p> <p>○ 市長は民間団体の支援・協力を必要と認めるときは、必要な人員、作業の内容、作業場所等の内容を示し、次の団体等に依頼する。</p> <p>自治会／自主防災組織／赤十字奉仕団／大学、専門学校、高校等／NPO 団体、その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等</p> <p>(略)</p>													
96	地震	1	<p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td> 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 (略) ・ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 (略) ・ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定	<p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td> 管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 (略) (削除) </td> </tr> </table>	(略)	(略)	国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 (略) (削除)				
			(略)	(略)												
国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 (略) ・ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定															
(略)	(略)															
国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ① 災害予防 (略) (削除)															
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>													

浜松市防災計画 新旧対照表

			<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・<u>航路啓開</u>に関する計画等の情報共有 <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>道路施設、堤防・水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等</u>の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 要請に基づき中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動 			<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有 <p>② 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>静岡県西部地域道路啓開検討会のくしの歯作戦に基づいて道路啓開</u>を実施する。 <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路施設、堤防・水門等河川管理施設の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 要請に基づき中部地方整備局・近畿地方整備局等が保有している防災ヘリ・各災害対策用建設機械等を被災地域支援のために出動 	
		(略)	(略)			(略)	(略)
		海上保安庁第三管区海上保安本部	(略)			海上保安庁第三管区海上保安本部	(略)
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			<u>環境省関東地方環境事務所</u>	<p>① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>② <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報</u>収集</p> <p>③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

107	地震	2	(新設)	(新設)	防衛省 南関東 防衛局	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
			(略)	8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 (新設) ○ 地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施する。 (略)	(略)	8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 ○ 地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号まで、及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者である。 ○ 地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施する。 (略)
			第1節 防災思想の普及 (略)		第1節 防災思想の普及 (略)	
			2 市民に対する防災思想の普及 (略)		2 市民に対する防災思想の普及 (略)	
			○ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。		○ 自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。	
			一般的な啓発 (略) ② 手段・方法 (略) ・ 自主防災組織等が主催する防災に関する研修会・講座等に参加するとともに、講演会等を開催する。 (新設) ・ 防災展示ホール(消防局)を活用して、防災の知識と技術の一層の		一般的な啓発 (略) ② 手段・方法 (略) ・ 自主防災組織等が主催する防災に関する研修会・講座等に参加するとともに、講演会等を開催する。 ・ 浜松市防災学習センターを活用して、市民に防災の学習や体験の場を提供し、防災知識と意識の向上を図る。 ・ 防災展示ホール(消防局)を活用して、防災の知識と技術の一層の	

浜松市防災計画 新旧対照表

110	地震	2	<p>理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</p> <p>(略)</p> <p>3 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>(略)</p> <p>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>・ 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <p>1 市民の果たすべき役割</p> <p>○ 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。</p>	<p>理解を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養う。</p> <p>(略)</p> <p>3 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>(略)</p> <p>○ 学校等は、生徒等に対して、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、浜松市版防災ノート等を活用し、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>・ 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校等の防災訓練の充実や浜松市防災学習センターでの体験学習を活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <p>1 市民の果たすべき役割</p> <p>○ 市民は自らの安全は自らの手で守ることができるよう、可能な限りの防災対策を実践する。</p>
			<p>平常時から実施する事項</p> <p>(略)</p> <p>②地域の危険度の理解</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄(飲料水及び食料は最低7日分)</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 家屋の補強等</p> <p>(新設)</p>	<p>平常時から実施する事項</p> <p>(略)</p> <p>② ハザードマップ等を活用した、地域の危険度の理解</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品等生活必需品の備蓄(飲料水及び食料は最低7日分)</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等</p> <p>⑫ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>○ 自主防災組織は、市や防災機関と協力し、地域の防災対策を一層進めるため次の活動を行う。</p>		<p>2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>○ 自主防災組織は、市や防災機関と協力し、地域の防災対策を一層進めるため次の活動を行う。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>自主防災組織の台帳の作成</p>	<p>・ 自主防災組織は、的確な防災活動を行うに必要な人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言発令時の避難行動を明らかにしておくため、次に掲げる台帳を作成する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・ 世帯台帳(基礎となる個票)</p> <p>・ <u>同意者台帳</u></p> <p>(略)</p>	<p>自主防災組織の台帳の作成</p>	<p>・ 自主防災組織は、的確な防災活動を行うに必要な人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言発令時の避難行動を明らかにしておくため、次に掲げる台帳を作成する。</p> <p>・ <u>避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。</u></p> <p>・ 世帯台帳(基礎となる個票)</p> <p>・ <u>避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳)</u></p> <p>(略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p><u>避難生活計画書の作成</u></p>	<p>・ 警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるよう、<u>県の手引きに基づき、避難生活計画書の作成に努める。</u></p>	<p><u>避難所の運営体制の整備</u></p>	<p>・ 警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるよう、<u>「避難所運営マニュアル」、「避難生活の手引き」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市及び避難所の施設管理者と協力して運営体制の整備に努める。</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(略)</p> <p>4 市の指導及び助成</p> <p>○ 自治会を単位として自発的に組織された各自主防災組織の強化を図り、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、静岡県西部危機管理局と連携して、地域住民と地震対策について協議し、共通の目的意識のもとで、最もその地域に合った自主防災組織づくりを促進する。 		<p>(略)</p> <p>4 市の指導及び助成</p> <p>○ 自治会を単位として自発的に組織された各自主防災組織の強化を図り、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、静岡県西部地域局と連携して、地域住民と地震対策について協議し、共通の目的意識のもとで、最もその地域に合った自主防災組織づくりを促進する。 	

浜松市防災計画 新旧対照表

114	地震	2	(略)	(略)	(略)	(略)
			第4節 地震防災訓練の実施	第4節 地震防災訓練の実施	第4節 地震防災訓練の実施	第4節 地震防災訓練の実施
			(略)	(略)	(略)	(略)
			1 市の訓練	1 市の訓練	1 市の訓練	1 市の訓練
			(略)	(略)	(略)	(略)
			○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。	○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。	○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。	○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。
			(略)	(略)	(略)	(略)
			津波避難訓練	・ 3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間に、津波避難訓練を実施する。 (略)	津波避難訓練	・ 3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間と定め、津波避難訓練を実施する。 (略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
117	地震	2	(略)	(略)	(略)	(略)
			第5節 地震災害予防対策の推進	第5節 地震災害予防対策の推進	第5節 地震災害予防対策の推進	第5節 地震災害予防対策の推進
			(略)	(略)	(略)	(略)
			3 火災の予防対策	3 火災の予防対策	3 火災の予防対策	3 火災の予防対策
			○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。	○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。	○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。	○ 市、関係行政機関、関係事業所と住民等が一体となって火災予防の徹底を図る。
			一般家庭において実施すべき対策	(略) <固体燃料を使用する器具> ・ 前記、 <u>気体</u> 燃料を使用する器具による。 (略)	一般家庭において実施すべき対策	(略) <固体燃料を使用する器具> ・ 前記、 <u>液体</u> 燃料を使用する器具による。 (略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			8 落下倒壊危険物対策	8 落下倒壊危険物対策	8 落下倒壊危険物対策	8 落下倒壊危険物対策
			○ 道路管理者及び施設の管理者は、地震発生時における避難路、緊急輸送路を確保するため、道路上に構築物等が倒壊落下することのないよう、点検、補修、補強を行う。	○ 道路管理者及び施設の管理者は、地震発生時における避難路、緊急輸送路を確保するため、道路上に構築物等が倒壊落下することのないよう、点検、補修、補強を行う。	○ 道路管理者及び施設の管理者は、地震発生時における避難路、緊急輸送路を確保するため、道路上に構築物等が倒壊落下することのないよう、点検、補修、補強を行う。	○ 道路管理者及び施設の管理者は、地震発生時における避難路、緊急輸送路を確保するため、道路上に構築物等が倒壊落下することのないよう、点検、補修、補強を行う。

浜松市防災計画 新旧対照表

129	地震	2	<p>三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 本章に記載のない事項については、第4節地震災害予防対策の推進に準じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障害等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 本節に記載のない事項については、第5節地震災害予防対策の推進に準じる。</p> <p>(略)</p>											
			142	地震	3	<p>第5節 その他の地震対策事業計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市有施設等の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>市有建築物の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 整備の水準 耐震診断を実施し、改築・補強等が必要とされたものを計画的に整備する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市有建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 整備の水準 耐震診断を実施し、改築・補強等が必要とされたものを計画的に整備する。 	(略)	(略)	<p>第5節 その他の地震対策事業計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市有施設等の整備</p> <table border="1"> <tr> <td>市有建築物の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 整備の水準 国や県の耐震性能基準に基づき、耐震性能が劣る建物は計画的に耐震化を進める。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市有建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 整備の水準 国や県の耐震性能基準に基づき、耐震性能が劣る建物は計画的に耐震化を進める。 	(略)	(略)
						市有建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 整備の水準 耐震診断を実施し、改築・補強等が必要とされたものを計画的に整備する。 								
(略)	(略)														
市有建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的 災害時の活動拠点となる市有建築物に必要な耐震性能を確保する。 整備の水準 国や県の耐震性能基準に基づき、耐震性能が劣る建物は計画的に耐震化を進める。 														
(略)	(略)														
145	地震	4	<p>第4章 地震・津波警戒対策計画</p> <p>○ 東海地震注意情報の発表から警戒解除宣言が出されるまでのそれぞれの事態に対応して、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が実施する応急対策について定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 地震・津波警戒対策計画</p> <p>○ 東海地震注意情報の発表から警戒解除宣言が出されるまでのそれぞれの事態に対応して、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が実施する応急対策について定める。</p> <p>○ 平成29年11月から気象庁は南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」を発表する暫定的な運用を開始した。当該情報が発表された時の市が実施する暫</p>											

浜松市防災計画 新旧対照表

145	地震	4	(新設)	<p>第1節 市の活動</p> <p>(略)</p> <p>4 消防機関の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制 <p>団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員参集する。</p> </td> </tr> </table> <p>5 水防団の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>組織及び管轄区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※13)。 </td> </tr> <tr> <td>任務分担</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班 情報の収集/各機関との連絡調整 ・ 巡視班 管内の巡視/津波、浸水危険区域内への立入禁止措置及び退去命令 ・ 救助班 救助用器具、資材、ボートの搬出準備 ・ 資材班 水防器具、資材の準備調達 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	消防団	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制 <p>団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員参集する。</p>	組織及び管轄区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※13)。 	任務分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班 情報の収集/各機関との連絡調整 ・ 巡視班 管内の巡視/津波、浸水危険区域内への立入禁止措置及び退去命令 ・ 救助班 救助用器具、資材、ボートの搬出準備 ・ 資材班 水防器具、資材の準備調達 	<p>定期的な防災対応については第18節に定める。</p> <p>○ なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等（東海地震応急対策活動要領）等を含む。」については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、浜松市地域防災計画についても、新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。</p> <p>第1節 市の活動</p> <p>(略)</p> <p>4 消防機関の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制 <p>消防団長及び消防副団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員参集する。</p> </td> </tr> </table> <p>5 水防団の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>水防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び管轄 <p>水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※13)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任務分担 <p>情報の収集と伝達、各機関との連絡調整</p> <p>管内の巡視</p> <p>救助用器具、資材、ボートの搬出準備</p> <p>水防器具、資材の準備調達</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	消防団	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制 <p>消防団長及び消防副団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員参集する。</p>	水防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び管轄 <p>水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※13)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任務分担 <p>情報の収集と伝達、各機関との連絡調整</p> <p>管内の巡視</p> <p>救助用器具、資材、ボートの搬出準備</p> <p>水防器具、資材の準備調達</p>
			(略)	(略)															
消防団	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制 <p>団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員参集する。</p>																		
組織及び管轄区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※13)。 																		
任務分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班 情報の収集/各機関との連絡調整 ・ 巡視班 管内の巡視/津波、浸水危険区域内への立入禁止措置及び退去命令 ・ 救助班 救助用器具、資材、ボートの搬出準備 ・ 資材班 水防器具、資材の準備調達 																		
(略)	(略)																		
消防団	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制 <p>消防団長及び消防副団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員参集する。</p>																		
水防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び管轄 <p>水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする(※13)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任務分担 <p>情報の収集と伝達、各機関との連絡調整</p> <p>管内の巡視</p> <p>救助用器具、資材、ボートの搬出準備</p> <p>水防器具、資材の準備調達</p>																		

浜松市防災計画 新旧対照表

151	地震	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工法班 I・II 津波、浸水危険区域内の危険箇所におけるの水防工法の実施 ・ 通信班 情報の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団長及び副団長は、水防団本部へ、分団員は、所定の場所へ全員配備につく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波、浸水危険区域内の危険箇所におけるの水防工法の実施 ・ 津波、浸水危険区域内への立入禁止措置及び退去命令 ・ 配備体制 ・ 団長及び副団長は、水防団本部へ、分団員は、所定の場所へ配備 							
			<p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>1 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理・伝達・周知</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>情報の伝達系統、伝達手段等</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 ・ テレビ、ラジオ、緊急情報放送等の利用テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。 <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>			情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 ・ テレビ、ラジオ、緊急情報放送等の利用テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。 <p>(略)</p>	<p>第2節 情報活動</p> <p>(略)</p> <p>1 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理・伝達・周知</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>情報の伝達系統、伝達手段等</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 ・ テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。 <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 ・ テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。 <p>(略)</p>		
情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 ・ テレビ、ラジオ、緊急情報放送等の利用テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。 <p>(略)</p>											
情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 ・ テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。 <p>(略)</p>											
153	地震	4	<p>第3節 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>2 広報実施方法</p> <table border="1"> <tr> <td>情報発表責任者</td> <td>・ 市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として広報担当課長が行う。</td> </tr> <tr> <td>広報機関等の活用</td> <td> <p>(略)</p> <p>② ラジオ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局浜松支局)、静岡放送(株)(浜松総局)、</p> </td> </tr> </table>	情報発表責任者	・ 市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として 広報担当課長 が行う。	広報機関等の活用	<p>(略)</p> <p>② ラジオ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局浜松支局)、静岡放送(株)(浜松総局)、</p>	<p>第3節 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>2 広報実施方法</p> <table border="1"> <tr> <td>情報発表責任者</td> <td>・ 市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として広聴広報課長が行う。</td> </tr> <tr> <td>広報機関等の活用</td> <td> <p>(略)</p> <p>② ラジオ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局)、静岡放送(株)(浜松総局)、静岡</p> </td> </tr> </table>	情報発表責任者	・ 市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として 広聴広報課長 が行う。	広報機関等の活用	<p>(略)</p> <p>② ラジオ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局)、静岡放送(株)(浜松総局)、静岡</p>
			情報発表責任者	・ 市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として 広報担当課長 が行う。								
広報機関等の活用	<p>(略)</p> <p>② ラジオ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局浜松支局)、静岡放送(株)(浜松総局)、</p>											
情報発表責任者	・ 市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として 広聴広報課長 が行う。											
広報機関等の活用	<p>(略)</p> <p>② ラジオ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局)、静岡放送(株)(浜松総局)、静岡</p>											

浜松市防災計画 新旧対照表

		<p>静岡エフエム放送（株）、浜松エフエム放送（株）</p> <p>③ テレビ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局浜松支局)、静岡放送(株)(浜松総局)、 (株) テレビ静岡(浜松支社)、(株) 静岡朝日テレビ(浜松支局)、 (株) 静岡第一テレビ(浜松支局)、浜松ケーブルテレビ(株)</p> <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報 メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、 ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>	<p>エフエム放送（株）、浜松エフエム放送（株）へ<u>依頼する。</u></p> <p>③ テレビ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局)、静岡放送(株)(浜松総局)、(株) テレビ静岡(浜松支社)、(株) 静岡朝日テレビ(浜松支局)、(株) 静岡第一テレビ(浜松支局)、浜松ケーブルテレビ(株)へ<u>依頼 する。</u></p> <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報 メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、 <u>浜松市公式LINE@</u>、ヤフーブログで随時、最新情報を公開 する。</p> <p>(略)</p>
		<p>3 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p>	<p>3 住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法</p> <p>(略)</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

166	地震	4	<p>浜松市地震災害警戒本部</p> <p>防災行政無線 (地域防災無線) → 報道機関 → テレビ・ラジオ・新聞</p> <p>電話・有線 FAX → 防災関係機関 → 音声</p> <p>防災行政無線 (地域防災無線) → 地区防災班 → 口頭</p> <p>I P 無線 → 緊急避難場所</p> <p>電話・有線 FAX → 農業協同組合 → 有線放送</p> <p>インターネット・道路情報提供装置</p> <p>消防無線 → 広報車・消防車 → 音声</p> <p>防災行政無線 (地域防・移動系) → サイレン装置 → サイレン 音声</p> <p>防災行政無線 (同報系) → 戸別受信機 → 音声 口頭</p> <p>防災行政無線 (地域防・同報) → 戸別受信機 → 音声 口頭</p> <p>登録制メール</p> <p>緊急速報メール</p> <p>住</p> <p>民</p>	<p>浜松市地震災害警戒本部</p> <p>防災行政無線 (地域防災無線) → 報道機関 → テレビ・ラジオ・新聞</p> <p>電話・有線 FAX → 防災関係機関 → 音声</p> <p>防災行政無線 (地域防災無線) → 地区防災班 → 口頭</p> <p>I P 無線 → 緊急避難場所</p> <p>電話・有線 FAX → 農業協同組合 → 有線放送</p> <p>インターネット・道路情報提供装置</p> <p>消防無線 → 広報車・消防車 → 音声</p> <p>防災行政無線 (地域防) → サイレン装置 → サイレン 音声</p> <p>防災行政無線 (同報系) → 戸別受信機 → 音声 口頭</p> <p>防災行政無線 (地域防・同報) → 戸別受信機 → 音声 口頭</p> <p>登録制メール</p> <p>緊急速報メール</p> <p>住</p> <p>民</p>
			<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>5 廃棄物処理の準備</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等を参考に、廃棄物処理体制を整える。</p>	<p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>5 廃棄物処理の準備</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理体制を整える。</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

169	地震	4	<p>《市が実施すべき事項》</p> <p>① 災害廃棄物の処理方法について、住民に周知を図る。 (略)</p> <p>④ 一般廃棄物収集車両の緊急車両手続きを準備する。 (略)</p> <p>第11節 市有施設・設備等の防災措置 (略)</p> <p>1 無線通信施設等</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道無線</td> <td>① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部庁舎水道工事積算室にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 公共施設等</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td>(略) ② 各処理場については、<u>灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料</u>を確保する。 ③ 各ポンプ場については、<u>可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料</u>を確保する。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>(略) ② 各設備の保安体制の確立を図る。 <u>(新設)</u></td> </tr> </table>	(略)	(略)	水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部 庁 舎水道工事積算室にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	下水道施設等	(略) ② 各処理場については、 <u>灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料</u> を確保する。 ③ 各ポンプ場については、 <u>可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料</u> を確保する。	廃棄物処理施設	(略) ② 各設備の保安体制の確立を図る。 <u>(新設)</u>	<p>《市が実施すべき事項》</p> <p>① <u>生活ごみ</u>、災害廃棄物の処理方法について、住民に周知を図る。 (略)</p> <p>④ 一般廃棄物収集<u>運搬</u>車両の緊急車両手続きを準備する。 (略)</p> <p>第11節 市有施設・設備等の防災措置 (略)</p> <p>1 無線通信施設等</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道無線</td> <td>① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部<u>地震災害警戒本部</u>にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 公共施設等</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td>(略) ② 各処理場については、消火装置の確認、<u>非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプ</u>を確保する。 ③ 各ポンプ場については、<u>非常用燃料、可搬式発電機、可搬式ポンプ</u>を確保する。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>(略) ② 各設備の保安体制の確立を図る。 ③ <u>ごみ・し尿の収集業務を中止し、収集運搬車両、人員、燃料を確</u></td> </tr> </table>	(略)	(略)	水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部 <u>地震災害警戒本部</u> にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	下水道施設等	(略) ② 各処理場については、消火装置の確認、 <u>非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプ</u> を確保する。 ③ 各ポンプ場については、 <u>非常用燃料、可搬式発電機、可搬式ポンプ</u> を確保する。	廃棄物処理施設	(略) ② 各設備の保安体制の確立を図る。 ③ <u>ごみ・し尿の収集業務を中止し、収集運搬車両、人員、燃料を確</u>
			(略)	(略)																								
水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部 庁 舎水道工事積算室にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
下水道施設等	(略) ② 各処理場については、 <u>灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料</u> を確保する。 ③ 各ポンプ場については、 <u>可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料</u> を確保する。																											
廃棄物処理施設	(略) ② 各設備の保安体制の確立を図る。 <u>(新設)</u>																											
(略)	(略)																											
水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部 <u>地震災害警戒本部</u> にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
下水道施設等	(略) ② 各処理場については、消火装置の確認、 <u>非常用燃料、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式発電機、可搬式ポンプ</u> を確保する。 ③ 各ポンプ場については、 <u>非常用燃料、可搬式発電機、可搬式ポンプ</u> を確保する。																											
廃棄物処理施設	(略) ② 各設備の保安体制の確立を図る。 ③ <u>ごみ・し尿の収集業務を中止し、収集運搬車両、人員、燃料を確</u>																											

浜松市防災計画 新旧対照表

190	地震	4	<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>《警戒宣言発令時》</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td> (略) ② 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式ポンプ、非常用燃料を確保する。 ③ 各ポンプ場については、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料の確保をする。 </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>第15節 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画</p> <p>(略)</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td> <td> ・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) </td> </tr> </table> <p>(略)</p>			(略)	(略)	(略)	(略)	下水道施設等	(略) ② 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式ポンプ、非常用燃料を確保する。 ③ 各ポンプ場については、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料の確保をする。	(略)	(略)	(略)	(略)	施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略)	<table border="1"> <tr><td></td><td>保する。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>《警戒宣言発令時》</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>下水道施設等</td> <td> (略) ② 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、<u>非常用燃料</u>、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式ポンプを確保する。 ③ 各ポンプ場については、<u>非常用燃料</u>、可搬式発電機、可搬式ポンプの確保をする。 </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>第15節 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画</p> <p>(略)</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td> <td> ・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14節地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		保する。	(略)	(略)	(略)	(略)	下水道施設等	(略) ② 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、 <u>非常用燃料</u> 、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式ポンプを確保する。 ③ 各ポンプ場については、 <u>非常用燃料</u> 、可搬式発電機、可搬式ポンプの確保をする。	(略)	(略)	(略)	(略)	施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14節地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略)
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
下水道施設等	(略) ② 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式ポンプ、非常用燃料を確保する。 ③ 各ポンプ場については、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料の確保をする。																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略)																															
	保する。																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
下水道施設等	(略) ② 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉等の運転停止、消火装置の確認、 <u>非常用燃料</u> 、土のう(汚泥流出防止用)、可搬式ポンプを確保する。 ③ 各ポンプ場については、 <u>非常用燃料</u> 、可搬式発電機、可搬式ポンプの確保をする。																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14節地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略)																															
192	地震	4	<p>第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p>	<p>第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p>																												

浜松市防災計画 新旧対照表

	地震	<p>4 (3)優先的支援の実施</p> <p>○ 避難所の救護グループは、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3)優先的支援の実施</p> <p>○ 避難所の救護グループは、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応する。</p> <p>第 18 節 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について</p> <p>○ 南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</p> <p>≪「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時の市が実施する防災対応等について≫</p> <table border="1" data-bbox="1236 651 2105 1249"> <thead> <tr> <th>発表される情報の種別</th> <th>参集体制</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</td> <td>事前配備体制(情報収集) 【「東海地震調査情報」(臨時)発表時の参集要員】</td> <td>① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達</td> </tr> <tr> <td>② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</td> <td>災害対策本部体制(第1次非常配備) 【東海地震注意情報発表時の参集要員】</td> <td>① 今後の対応方針の検討 ・ 市民への呼びかけ (広報) ・ 重要施設等の点検 ・ 地震発生後の応急対策の確認 等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合」として(臨時)の情報が発表された場合には平常業務体制に移行する。</p>	発表される情報の種別	参集体制	実施事項	① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	事前配備体制(情報収集) 【「東海地震調査情報」(臨時)発表時の参集要員】	① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達	② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	災害対策本部体制(第1次非常配備) 【東海地震注意情報発表時の参集要員】	① 今後の対応方針の検討 ・ 市民への呼びかけ (広報) ・ 重要施設等の点検 ・ 地震発生後の応急対策の確認 等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる
発表される情報の種別	参集体制	実施事項										
① 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時	事前配備体制(情報収集) 【「東海地震調査情報」(臨時)発表時の参集要員】	① 情報収集、広報 ② 各部、各区等への情報伝達										
② 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時	災害対策本部体制(第1次非常配備) 【東海地震注意情報発表時の参集要員】	① 今後の対応方針の検討 ・ 市民への呼びかけ (広報) ・ 重要施設等の点検 ・ 地震発生後の応急対策の確認 等 ※状況に応じて市地域防災計画にある東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる										

浜松市防災計画 新旧対照表

197	地震	<p>5 第1節 市・防災関係機関等の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="295 300 1155 592"> <tr> <td data-bbox="295 300 468 539">設置</td> <td data-bbox="468 300 1155 539">(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 539 468 592">(略)</td> <td data-bbox="468 539 1155 592">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>6 水防団の活動</p> <table border="1" data-bbox="295 687 1155 1174"> <tr> <td data-bbox="295 687 468 786">組織及び管轄 区域</td> <td data-bbox="468 687 1155 786">・ 水防団の組織及び管轄区域のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 786 468 1126">重点所掌事項</td> <td data-bbox="468 786 1155 1126"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班 被害状況等の情報収集/地区防災班、各機関との連絡調整 ・ 巡視班 管内の巡視/避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・ 救助班 自主防災組織救護班との連携活動 ・ 資材班 資材器具の搬送/その他各機関への協力応援 ・ 工法班 I・II 水防工法の実施/その他各機関への協力応援 ・ 通信班 情報の伝達 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1126 468 1174">配備体制</td> <td data-bbox="468 1126 1155 1174">・ 所定の場所へ配備</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関の活動</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p>	設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。	(略)	(略)	組織及び管轄 区域	・ 水防団の組織及び管轄区域のとおり	重点所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班 被害状況等の情報収集/地区防災班、各機関との連絡調整 ・ 巡視班 管内の巡視/避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・ 救助班 自主防災組織救護班との連携活動 ・ 資材班 資材器具の搬送/その他各機関への協力応援 ・ 工法班 I・II 水防工法の実施/その他各機関への協力応援 ・ 通信班 情報の伝達 	配備体制	・ 所定の場所へ配備	<p>第1節 市・防災関係機関等の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="1236 300 2096 592"> <tr> <td data-bbox="1236 300 1408 539">設置</td> <td data-bbox="1408 300 2096 539">(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置くが、ここが被災し使用できない場合は、地域情報センターを代替施設とする。区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 539 1408 592">(略)</td> <td data-bbox="1408 539 2096 592">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>6 水防団の活動</p> <table border="1" data-bbox="1236 687 2096 1222"> <tr> <td data-bbox="1236 687 1408 1222">水防団</td> <td data-bbox="1408 687 2096 1222"> <p>①組織及び管轄 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする。</p> <p>②重点所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の情報の収集と伝達 ・ 地区防災班、各機関との連絡調整 ・ 管内の巡視、資材器具の搬送及び水防工法の実施 ・ 避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・ 自主防災組織救護班との連携活動 ・ その他各機関への協力応援 <p>③配備体制 所定の場所へ配備</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関の活動</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p>	設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置くが、ここが被災し使用できない場合は、地域情報センターを代替施設とする。区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。	(略)	(略)	水防団	<p>①組織及び管轄 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする。</p> <p>②重点所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の情報の収集と伝達 ・ 地区防災班、各機関との連絡調整 ・ 管内の巡視、資材器具の搬送及び水防工法の実施 ・ 避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・ 自主防災組織救護班との連携活動 ・ その他各機関への協力応援 <p>③配備体制 所定の場所へ配備</p>
設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。																		
(略)	(略)																		
組織及び管轄 区域	・ 水防団の組織及び管轄区域のとおり																		
重点所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班 被害状況等の情報収集/地区防災班、各機関との連絡調整 ・ 巡視班 管内の巡視/避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・ 救助班 自主防災組織救護班との連携活動 ・ 資材班 資材器具の搬送/その他各機関への協力応援 ・ 工法班 I・II 水防工法の実施/その他各機関への協力応援 ・ 通信班 情報の伝達 																		
配備体制	・ 所定の場所へ配備																		
設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置くが、ここが被災し使用できない場合は、地域情報センターを代替施設とする。区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。																		
(略)	(略)																		
水防団	<p>①組織及び管轄 水防団の組織及び管轄区域は別に示すとおりとする。</p> <p>②重点所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等の情報の収集と伝達 ・ 地区防災班、各機関との連絡調整 ・ 管内の巡視、資材器具の搬送及び水防工法の実施 ・ 避難誘導と危険区域からの避難の確認 ・ 自主防災組織救護班との連携活動 ・ その他各機関への協力応援 <p>③配備体制 所定の場所へ配備</p>																		

浜松市防災計画 新旧対照表

		(略)	(略)	(略)	(略)
	国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	① 管轄する河川、道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 (略) ＜初動対応＞ 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のためリエゾン（情報連絡員）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (略)		国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	① 管轄する河川、 <u>ダム</u> 、道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 (略) ＜初動対応＞ 本省及び中部地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のためリエゾン（情報連絡員）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、静岡県西部地域道路啓開検討会くしの菌作戦に基づいて道路啓開を実施する。 (略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		環境省関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		防衛省南関東防衛局(浜松防衛事務所)	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
	(2) 指定公共機関			(2) 指定公共機関	

浜松市防災計画 新旧対照表

209	地震	5	(略)	(略)	(略)	(略)					
			日本放送協会 (静岡放送局浜松支局)	(略)	日本放送協会 (静岡放送局)	(略)					
			(略)	(略)	(略)	(略)					
			(略)	(略)	(略)	(略)					
第2節 情報活動			第2節 情報活動			第2節 情報活動					
(略)			(略)			(略)					
2 情報の内容等			2 情報の内容等			2 情報の内容等					
			(略)	(略)	(略)	(略)					
津波等の情報の収集・伝達			・ 情報の種類及び伝達方法は、大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報、津波警報伝達方法及び異常現象伝達方法に掲げるとおりとする。			津波等の情報の収集・伝達			・ 情報の種類及び伝達方法は、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報、津波警報等伝達系統図及び異常現象伝達方法に掲げるとおりとする。		
			(略)	(略)	(略)	(略)					
211	地震	5	第3節 広報活動			第3節 広報活動					
			(略)			(略)					
			2 広報実施方法			2 広報実施方法					
情報発表責任者			・ 市災害対策本部において報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として <u>広報担当課長</u> が行う。			情報発表責任者			・ 市災害対策本部において報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として <u>広聴広報課長</u> が行う。		
広報機関等の活用			(略) ② ラジオ放送 日本放送協会(静岡放送局浜松支局)、静岡放送(株)(浜松総局)、静岡エフエム放送(株)、浜松エフエム放送(株)へ依頼する。			広報機関等の活用			(略) ② ラジオ放送 日本放送協会(静岡放送局)、静岡放送(株)(浜松総局)、静岡エフエム放送(株)、浜松エフエム放送(株)へ依頼する。		

浜松市防災計画 新旧対照表

215	地震	5	<p>③ テレビ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局浜松支局)、静岡放送(株)(浜松総局)、(株)テレビ静岡(浜松支社)、(株)静岡朝日テレビ(浜松支局)、(株)静岡第一テレビ(浜松支局)、浜松ケーブルテレビ(株)へ依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>	<p>③ テレビ放送</p> <p>日本放送協会(静岡放送局)、静岡放送(株)(浜松総局)、(株)テレビ静岡(浜松支社)、(株)静岡朝日テレビ(浜松支局)、(株)静岡第一テレビ(浜松支局)、浜松ケーブルテレビ(株)へ依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、浜松市公式ツイッター、浜松市公式LINE@、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>									
			<p>(略)</p> <p>第5節 他市町村等への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>4 民間団体等に対する応援協力の要請</p> <p>○ 市長は民間団体等の協力が必要なときは、下記の団体の内から適宜指定して要請する。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象民間団体等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 ・自治会 ・赤十字奉仕団 ・大学、専門学校、高校等 ・その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>・応援協力要請の具体的実施方法は、風水害等対策編第2章第23節 隣保互助・民間団体活用計画に準じる。</td> </tr> </table>	対象民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 ・自治会 ・赤十字奉仕団 ・大学、専門学校、高校等 ・その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 	(略)	(略)	実施方法	・応援協力要請の具体的実施方法は、風水害等対策編第2章第23節 隣保互助・民間団体活用計画に準じる。	<p>(略)</p> <p>第5節 他市町村等への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>4 民間団体等に対する応援協力の要請</p> <p>○ 市長は民間団体等の協力が必要なときは、下記の団体の内から適宜指定して要請する。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象民間団体等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・自主防災組織 ・赤十字奉仕団 ・大学、専門学校、高校等 ・NPO団体、その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>・応援協力要請の具体的実施方法は、風水害等対策編第2章第24節 隣保互助・民間団体活用計画に準じる。</td> </tr> </table>	対象民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・自主防災組織 ・赤十字奉仕団 ・大学、専門学校、高校等 ・NPO団体、その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 	(略)
対象民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 ・自治会 ・赤十字奉仕団 ・大学、専門学校、高校等 ・その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 												
(略)	(略)												
実施方法	・応援協力要請の具体的実施方法は、風水害等対策編第2章第23節 隣保互助・民間団体活用計画に準じる。												
対象民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・自主防災組織 ・赤十字奉仕団 ・大学、専門学校、高校等 ・NPO団体、その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等 												
(略)	(略)												
実施方法	・応援協力要請の具体的実施方法は、風水害等対策編第2章第24節 隣保互助・民間団体活用計画に準じる。												

浜松市防災計画 新旧対照表

223	地震	<p>5 第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難所での避難生活の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="295 491 1155 976"> <tr> <td data-bbox="295 491 468 778">避難所の設置</td> <td data-bbox="468 491 1155 778"> <p>(略)</p> <p>② 設置場所</p> <p>(略)</p> <p>・ 要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 778 468 927">避難生活</td> <td data-bbox="468 778 1155 927"> <p>(略)</p> <p>・ ごみは平常時の分別方法に基づき、まとめておくことを徹底する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 927 468 976">(略)</td> <td data-bbox="468 927 1155 976">(略)</td> </tr> </table>	避難所の設置	<p>(略)</p> <p>② 設置場所</p> <p>(略)</p> <p>・ 要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。</p> <p>(略)</p>	避難生活	<p>(略)</p> <p>・ ごみは平常時の分別方法に基づき、まとめておくことを徹底する。</p>	(略)	(略)	<p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難所での避難生活の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="1236 491 2096 976"> <tr> <td data-bbox="1236 491 1408 778">避難所の設置</td> <td data-bbox="1408 491 2096 778"> <p>(略)</p> <p>② 設置場所</p> <p>(略)</p> <p>・ 要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に福祉避難所として指定し、確保する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 778 1408 927">避難生活</td> <td data-bbox="1408 778 2096 927"> <p>(略)</p> <p>・ ごみは平常時の分別方法に基づき、まとめておくことを徹底する。なお、使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 927 1408 976">(略)</td> <td data-bbox="1408 927 2096 976">(略)</td> </tr> </table>	避難所の設置	<p>(略)</p> <p>② 設置場所</p> <p>(略)</p> <p>・ 要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に福祉避難所として指定し、確保する。</p> <p>(略)</p>	避難生活	<p>(略)</p> <p>・ ごみは平常時の分別方法に基づき、まとめておくことを徹底する。なお、使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する。</p>	(略)	(略)
避難所の設置	<p>(略)</p> <p>② 設置場所</p> <p>(略)</p> <p>・ 要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。</p> <p>(略)</p>														
避難生活	<p>(略)</p> <p>・ ごみは平常時の分別方法に基づき、まとめておくことを徹底する。</p>														
(略)	(略)														
避難所の設置	<p>(略)</p> <p>② 設置場所</p> <p>(略)</p> <p>・ 要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に福祉避難所として指定し、確保する。</p> <p>(略)</p>														
避難生活	<p>(略)</p> <p>・ ごみは平常時の分別方法に基づき、まとめておくことを徹底する。なお、使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する。</p>														
(略)	(略)														
227	地震	<p>5 第9節 交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の確保</p> <table border="1" data-bbox="295 1169 1155 1367"> <tr> <td data-bbox="295 1169 468 1225">(略)</td> <td data-bbox="468 1169 1155 1225">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1225 468 1321">情報の収集</td> <td data-bbox="468 1225 1155 1321"> <p>・ 市は、関係機関の協力を求め、<u>主要道路</u>の被害状況について情報収集を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1321 468 1367">(略)</td> <td data-bbox="468 1321 1155 1367">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	情報の収集	<p>・ 市は、関係機関の協力を求め、<u>主要道路</u>の被害状況について情報収集を行う。</p>	(略)	(略)	<p>第9節 交通の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>1 道路交通の確保</p> <table border="1" data-bbox="1236 1169 2096 1367"> <tr> <td data-bbox="1236 1169 1408 1225">(略)</td> <td data-bbox="1408 1169 2096 1225">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 1225 1408 1321">情報の収集</td> <td data-bbox="1408 1225 2096 1321"> <p>・ 市は、関係機関の協力を求め、道路の被害状況について情報収集を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 1321 1408 1367">(略)</td> <td data-bbox="1408 1321 2096 1367">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	情報の収集	<p>・ 市は、関係機関の協力を求め、道路の被害状況について情報収集を行う。</p>	(略)	(略)
(略)	(略)														
情報の収集	<p>・ 市は、関係機関の協力を求め、<u>主要道路</u>の被害状況について情報収集を行う。</p>														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
情報の収集	<p>・ 市は、関係機関の協力を求め、道路の被害状況について情報収集を行う。</p>														
(略)	(略)														

浜松市防災計画 新旧対照表

231	地震	<p>5 第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>○ 浜松市医療救護計画に基づき、軽症患者等は応急救護所で処置を行い、重症患者及び中等症患者は指定した救護病院で処置を行う。なお、<u>有床診療所等</u>、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>(略)</p> <p>5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理</p> <p>○ ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理については、浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき行う。</p> <table border="1" data-bbox="295 635 1155 1407"> <tr> <td data-bbox="295 635 465 1407">市</td> <td data-bbox="465 635 1155 1407"> <p>(略)</p> <p>② ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・ 仮置場の候補地の中から設置場所を決定し、開設準備を行う。</p> <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	市	<p>(略)</p> <p>② ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・ 仮置場の候補地の中から設置場所を決定し、開設準備を行う。</p> <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>
市	<p>(略)</p> <p>② ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・ 仮置場の候補地の中から設置場所を決定し、開設準備を行う。</p> <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>			
		<p>5 第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>○ 浜松市医療救護計画に基づき、軽症患者等は応急救護所で処置を行い、重症患者及び中等症患者は指定した救護病院で処置を行う。なお、<u>有床診療所等</u>、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</p> <p>(略)</p> <p>5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理</p> <p>○ ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理については、浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき行う。</p> <table border="1" data-bbox="1236 635 2096 1407"> <tr> <td data-bbox="1236 635 1406 1407">市</td> <td data-bbox="1406 635 2096 1407"> <p>(略)</p> <p>② ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>・使用済の携帯トイレ等は、密封した上で「もえるごみ」として排出する。ただし、避難所から発生した使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する。</u></p> <p>③ 仮置場の候補地の中から設置場所を決定し、開設準備を行う。</p> <p>④ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	市	<p>(略)</p> <p>② ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>・使用済の携帯トイレ等は、密封した上で「もえるごみ」として排出する。ただし、避難所から発生した使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する。</u></p> <p>③ 仮置場の候補地の中から設置場所を決定し、開設準備を行う。</p> <p>④ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>
市	<p>(略)</p> <p>② ごみ、し尿の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>・使用済の携帯トイレ等は、密封した上で「もえるごみ」として排出する。ただし、避難所から発生した使用済みの携帯トイレ等は、ごみとは別に集積する。</u></p> <p>③ 仮置場の候補地の中から設置場所を決定し、開設準備を行う。</p> <p>④ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>(略)</p>			

浜松市防災計画 新旧対照表

		(略)	(略)	(略)	(略)
238	地震	5	<p>(略)</p> <p>第 11 節 学校等における災害応急対策及び応急教育</p> <p>(略)</p> <p>1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び市教育委員会は、<u>公立の学校</u>に対し、<u>マニュアル</u>により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立の学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。 ○ 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急対策に係る<u>行動</u>マニュアルを策定するとともに、対策を実施する。 <p>(略)</p> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>行動</u>マニュアルの作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の緊急避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。 ○ 計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の防災組織と教職員の任務 ・ 教職員動員計画 ・ 情報連絡活動 ・ 生徒等の安全確保のための措置 ・ その他マニュアルに基づき、各学校が実態に即して実施する対策 <p>3 応急教育に際しての留意事項</p>	<p>(略)</p> <p>第 11 節 学校等における災害応急対策及び応急教育</p> <p>(略)</p> <p>1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び市教育委員会は、<u>学校等</u>に対し、<u>浜松市学校（園）防災対策基準</u>により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立の学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市教育委員会</u>は、<u>災害救助法</u>に基づき教科書、学用品等の給与措置を行う。 ○ <u>学校等</u>は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急対策に係る<u>マニュアル</u>を策定するとともに、対策を実施する。 <p>(略)</p> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアルの作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の緊急避難場所・避難所指定の有無等を考慮する。 ○ <u>マニュアル</u>に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の防災組織と教職員の任務 ・ 教職員動員計画 ・ 情報連絡活動 ・ 生徒等の安全確保のための措置 ・ その他マニュアルに基づき、各学校が実態に即して実施する対策 <p>3 応急教育に際しての留意事項</p>	

浜松市防災計画 新旧対照表

240	地震	5	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	生徒等の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校等は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	生徒等の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校等は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 									
			(略)	(略)																	
生徒等の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 																				
(略)	(略)																				
生徒等の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が災害により様々な心の傷を受けることが懸念されるため、学校等は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を行う。 																				
<p>第13節 市有施設・設備等の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p>			<p>第13節 市有施設・設備等の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ④ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td> <p>浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。 <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			(略)	(略)	道路	<ul style="list-style-type: none"> ④ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。 	廃棄物処理施設	<p>浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。 <p>(新設)</p>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ④ 交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。 既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			(略)	(略)	道路	<ul style="list-style-type: none"> ④ 交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。 	廃棄物処理施設	<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。 既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。 	(略)	(略)
(略)	(略)																				
道路	<ul style="list-style-type: none"> ④ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。 																				
廃棄物処理施設	<p>浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。 <p>(新設)</p>																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
道路	<ul style="list-style-type: none"> ④ 交通信号、電柱等が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会、電気事業者等に対し応急復旧工事の実施を要請する。 																				
廃棄物処理施設	<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。 既存処理施設での処理が困難な場合は、県、民間事業者団体等へ支援を要請する。 																				
(略)	(略)																				
251	地震	6	<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり</p>	<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり</p>																	

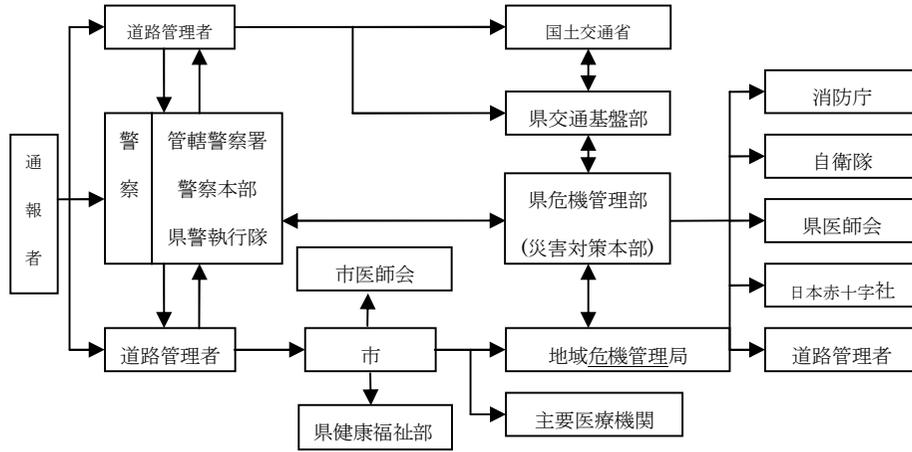
浜松市防災計画 新旧対照表

271	大規模	2	(略)	(略)	(略)	(略)																																				
			国土交通省中部地方整備局	① 管轄する基盤施設(河川、道路など)が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (略)	国土交通省中部地方整備局	① 管轄する基盤施設(河川、 <u>ダム</u> 、道路など)が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (略)																																				
			(略)	(略)	(略)	(略)																																				
			(新設)	(新設)	環境省関東地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等																																				
			(新設)	(新設)	防衛省南関東防衛局	① 所管財産使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援																																				
			(略)	(略)	(略)	(略)																																				
			第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則																																				
			(略)	(略)	(略)	(略)																																				
			2 予想される事故と地域	2 予想される事故と地域	2 予想される事故と地域	2 予想される事故と地域																																				
			(1) 市内の道路の状況	(1) 市内の道路の状況	(1) 市内の道路の状況	(1) 市内の道路の状況																																				
			○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。	○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。	○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。	○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。																																				
			(平成29年4月1日現在)	(平成29年4月1日現在)	(平成30年4月1日現在)	(平成30年4月1日現在)																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	249.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	249.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	249.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	2	65.0	一般国道	6	249.6
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	249.6																																								
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	249.6																																								
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	249.6																																								
道路の種類	路線数	実延長(km)																																								
高速自動車国道	2	65.0																																								
一般国道	6	249.6																																								

浜松市防災計画 新旧対照表

273	大規模	2	<table border="1"> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td>679.8</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>23,600</td> <td>7,552.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,675</td> <td>8,547.0</td> </tr> </table>	県道	67	679.8	市町道	23,600	7,552.6	合計	23,675	8,547.0	<table border="1"> <tr> <td>県道</td> <td>67</td> <td>679.8</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>23,627</td> <td>7,550.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,702</td> <td>8,544.6</td> </tr> </table>	県道	67	679.8	市町道	23,627	7,550.2	合計	23,702	8,544.6																			
			県道	67	679.8																																				
			市町道	23,600	7,552.6																																				
			合計	23,675	8,547.0																																				
			県道	67	679.8																																				
			市町道	23,627	7,550.2																																				
			合計	23,702	8,544.6																																				
			(略)	(略)																																					
			(3) 市内の人身交通事故発生状況	(3) 市内の人身交通事故発生状況																																					
			○ 平成 26 年中の人身交通事故は 8,915 件で、死者数は 28 人、負傷者数は 11,574 人である。 特に発生件数においては、政令指定都市 20 市の中でも 5 番目に多く、人口 10 万人当たり では、ワースト 1 である。	○ 平成 29 年中の人身交通事故は 7,947 件で、死者数は 21 人、負傷者数は 10,349 人である。 特に発生件数においては、政令指定都市 20 市の中でも 5 番目に多く、人口 10 万人当たり では、ワースト 1 である。																																					
(4) 道路交通危険箇所	(4) 道路交通危険箇所																																								
○ 平成 28 年 3 月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりで ある。	○ 平成 30 年 3 月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりで ある。																																								
(平成 29 年 4 月 1 日現在)	(平成 30 年 3 月 31 日現在)																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>56</td> <td>31</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156</td> <td>93</td> <td>249</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	12	11	23	主要地方道	56	31	87	一般県道	88	51	139	合計	156	93	249	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>154</td> <td>92</td> <td>246</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	11	10	21	主要地方道	55	31	86	一般県道	88	51	139	合計	154	92	246
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																						
一般国道	12	11	23																																						
主要地方道	56	31	87																																						
一般県道	88	51	139																																						
合計	156	93	249																																						
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																						
一般国道	11	10	21																																						
主要地方道	55	31	86																																						
一般県道	88	51	139																																						
合計	154	92	246																																						
(略)	(略)																																								
第 2 節 災害予防計画	第 2 節 災害予防計画																																								
(略)	(略)																																								
5 道路トンネル事故の予防対策	5 道路トンネル事故の予防対策																																								
(1) 主要なトンネルの現状	(1) 主要なトンネルの現状																																								
○ 本市にある防災上重要なトンネル（延長 2km 以上又はトンネル等級 A 以上）は、11 箇所	○ 本市にある防災上重要なトンネル（延長 2km 以上又はトンネル等級 A 以上）は、12 箇所																																								

浜松市防災計画 新旧対照表



※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。

(略)

第1節 総則

(略)

3 重油等の種類と性質

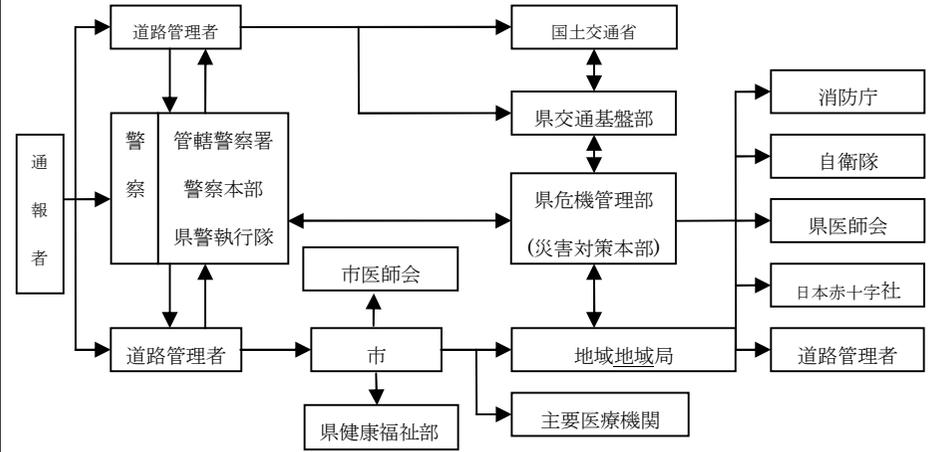
(略)

(2) 具体的な排出物ごとの規定

(略)

《重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等》

主体	根拠法令	責務等の内容
(略)	(略)	(略)
国土交通省 港湾局 地方整備局	(略)	(略)



※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。

(略)

第1節 総則

(略)

3 重油等の種類と性質

(略)

(2) 具体的な排出物ごとの規定

(略)

《重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等》

主体	根拠法令	責務等の内容
(略)	(略)	(略)
国土交通省 中部地方整備局(港湾空港部)	(略)	(略)

289

大規模

4

浜松市防災計画 新旧対照表

301	大規模	4	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画(船舶事故)</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画(船舶事故)</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>(略)</p>
306	大規模	4	<p>第4節 災害応急対策計画(沿岸排出油等事故)</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p>	<p>第4節 災害応急対策計画(沿岸排出油等事故)</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

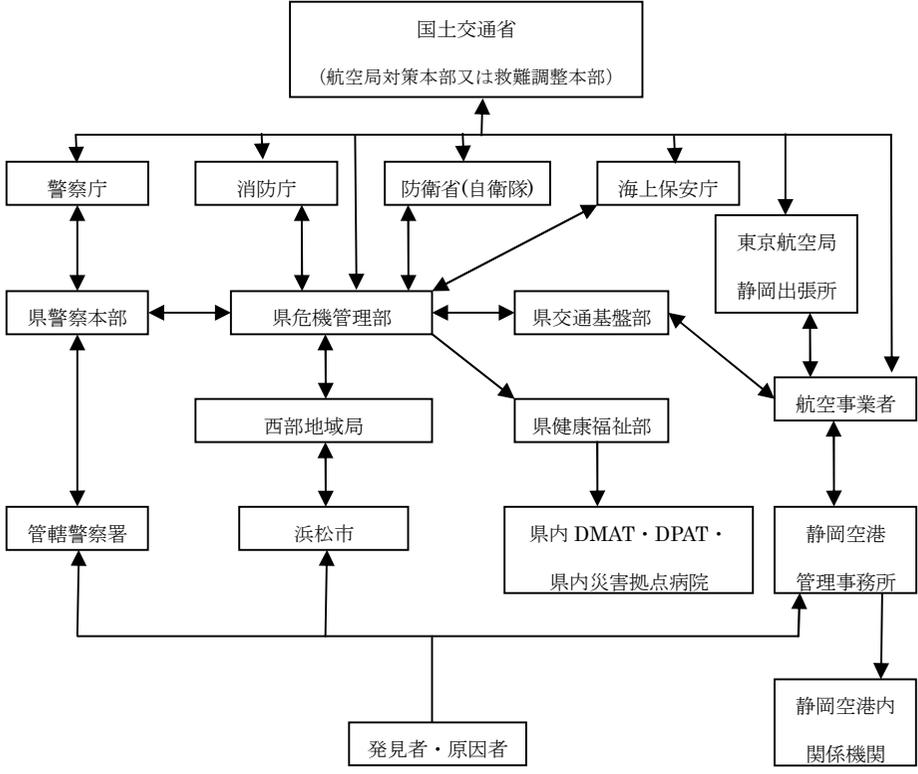
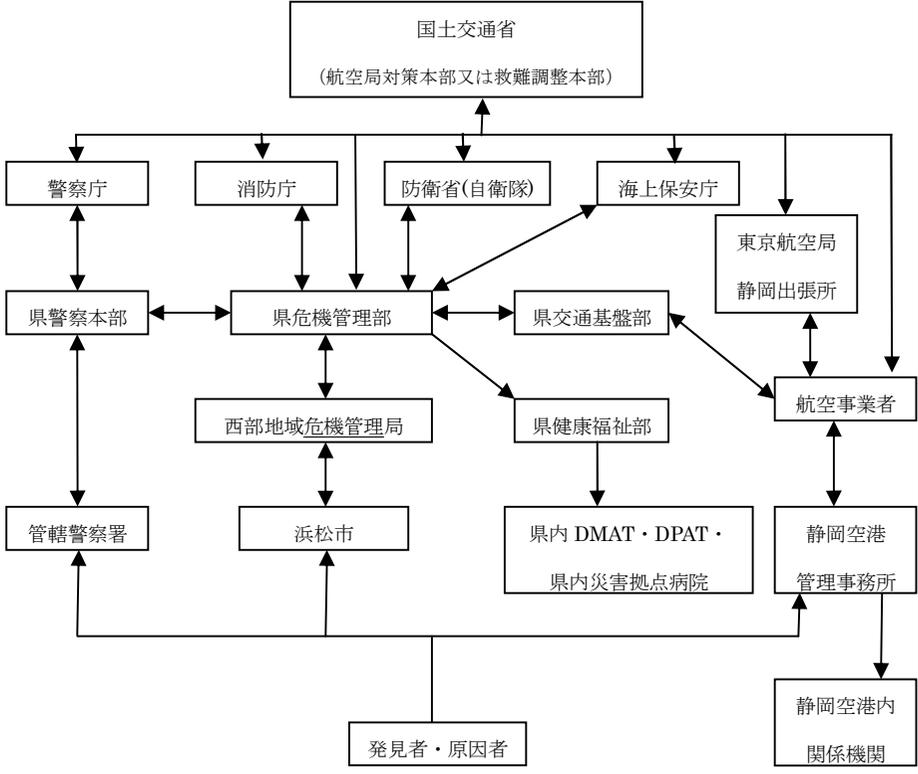
	<p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 清水（下田）海上保安部への事故情報の伝達 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 清水（下田）海上保安部への事故情報の伝達 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 	
(略)	(略)					
中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 清水（下田）海上保安部への事故情報の伝達 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 					
		<p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>(略)</p> <p>2 応急体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 (削除) 直轄河川区域における状況調査及び自衛措置 </td> </tr> </table>	(略)	(略)	中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 (削除) 直轄河川区域における状況調査及び自衛措置
(略)	(略)					
中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・伝達 (削除) 直轄河川区域における状況調査及び自衛措置 					
		<p>※頁は平成30年4月浜松市防災計画による</p>				

浜松市防災計画 新旧対照表

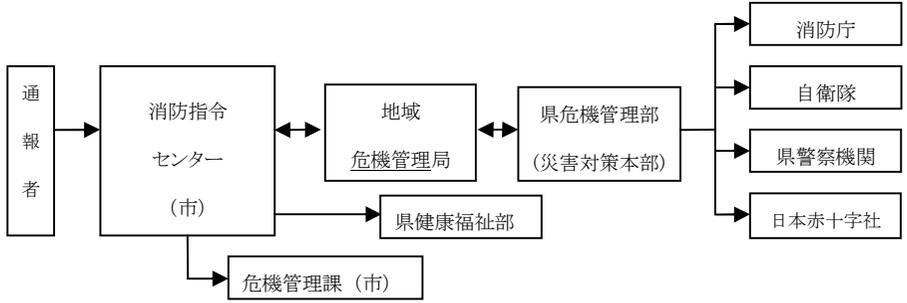
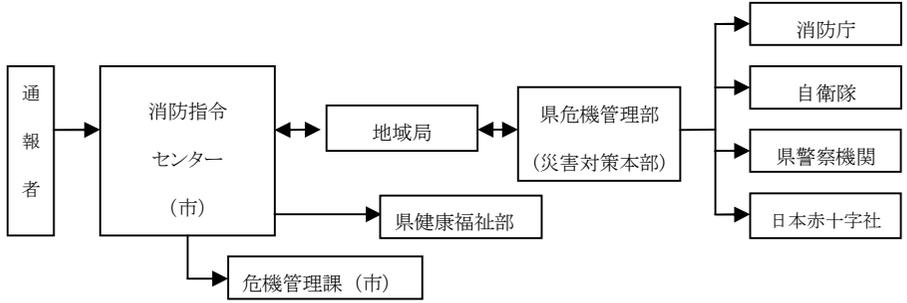
316	大規模	5	<ul style="list-style-type: none"> ・原因者が直轄海岸・河川において実施する防除活動に対する指導等 ・関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 ・静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 ・海上保安本部長等からの要請に基づく防除措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・原因者が直轄河川において実施する防除活動に対する指導等 ・関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等
			(略)	(略)
			(略)	(略)
			第3節 災害応急対策計画	第3節 災害応急対策計画
			(略)	(略)
			1 情報の収集・伝達	1 情報の収集・伝達
			(略)	(略)
			<<連絡系統図>>	<<連絡系統図>>

浜松市防災計画 新旧対照表

324	大規模	6	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、消防団の施設・装備の整備、青年層に対する消防団への参加の促進、<u>機能別団員の導入</u>、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団の活性化を図る。</p>	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、消防団の施設・装備の整備、青年層に対する消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団の活性化を図る。</p>
-----	-----	---	--	--



浜松市防災計画 新旧対照表

326	大規模	<p>6</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>  <p>※ 状況により、通報先が警察機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p>  <p>※ 状況により、通報先が警察機関となる場合が考えられるが、系統は基本的に同様。</p> <p>(略)</p>
330	大規模	<p>7</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 高圧ガス</p> <p>○ 市は、高圧ガス事業者への許認可、検査等を通じて、法基準の適合を図り、災害の発生を防止する。</p> <p>(新設)</p> <p>○ 事業者の自主保安体制の構築を促進するとともに、関係機関と連携し、講習会の開催や啓発指導等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2 高圧ガス</p> <p>○ 市は、高圧ガスの製造、貯蔵、取扱、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。</p> <p>○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。</p> <p>○ 事業者の自主保安体制の構築を促進するとともに、関係機関と連携し、講習会の開催や啓発指導等を行う。</p> <p>(略)</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

341	大規模	8	<p>第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>【図2 埋没不発弾等の発掘日程及び処理工程】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>一 週 間 目</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>一 ヶ 月 目</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>二 ヶ 月 目</p> </div> </div>	<p>第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>【図2 埋没不発弾等の発掘日程及び処理工程】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>一 週 間 目</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>一 箇 月 目</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>二 箇 月 目</p> </div> </div>
			<p>○交付金申請</p> <p>○不発弾等探査 ・掘削工事</p> <p>○関係機関との調整</p>	<p>○交付金申請</p> <p>○不発弾等探査 ・掘削工事</p> <p>○関係機関との調整</p>
			<p>不発弾等発掘決定</p> <p>総務省への交付金申請</p> <p>庁内会議</p> <p>交付金の交付決定</p> <p>不発弾等の探査</p> <p>探査による位置確認</p> <p>不発弾処理調整会議(発掘日及び方針等決定)</p> <p>各別発掘計画の作成</p> <p>発掘工事開始(開始から発見まで二十日から一ヶ月)</p> <p>不発弾等の発見</p> <p>不発弾等の処理作業の必要性の判断</p> <p>各所管に連絡・調整</p> <p>庁内会議</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾処理計画の調整(約一ヶ月)</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾等の処理に係る自衛隊との協定の締結</p> <p>※次頁へ続く</p>	<p>不発弾等発掘決定</p> <p>総務省への交付金申請</p> <p>庁内会議</p> <p>交付金の交付決定</p> <p>不発弾等の探査</p> <p>探査による位置確認</p> <p>不発弾処理調整会議(発掘日及び方針等決定)</p> <p>各別発掘計画の作成</p> <p>発掘工事開始(開始から発見まで二十日から一箇月)</p> <p>不発弾等の発見</p> <p>不発弾等の処理作業の必要性の判断</p> <p>各所管に連絡・調整</p> <p>庁内会議</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾処理計画の調整(約一箇月)</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾処理調整会議</p> <p>不発弾等の処理に係る自衛隊との協定の締結</p> <p>※次頁へ続く</p>

浜松市防災計画 新旧対照表

		<p>三 ヶ 月 目</p> <table border="1" data-bbox="295 544 506 703"> <tr> <td>精算 ○</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table> <p> 交付金精算請求（交付額決定を受けて直ちに） 工事実績報告（工事完了後二十日以内又は四月十日まで） 不発弾等の処理（一日） 不発弾処理対策本部会議（各処理計画等の決定） </p> <p>(略)</p>	精算 ○		○	<p>三 箇 月 目</p> <table border="1" data-bbox="1236 544 1447 703"> <tr> <td>精算 ○</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> </tr> </table> <p> 交付金精算請求（交付額決定を受けて直ちに） 工事実績報告（工事完了後二十日以内又は四月十日まで） 不発弾等の処理（一日） 不発弾処理対策本部会議（各処理計画等の決定） </p> <p>(略)</p>	精算 ○		○
精算 ○									
○									
精算 ○									
○									

浜松市防災計画 新旧対照表

	大規模	<p>9 第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、基本的な系統は同様。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>【情報連絡系統図】</p> <p>※ 状況により、通報先が消防機関となる場合が考えられるが、基本的な系統は同様。</p> <p>(略)</p>
--	-----	--	--